

## 石綿含有建材調査者講習

まだ間に合います

解体・改修・各種設備工事の施工に際しては、事前に建築物の建材について石綿の含有の有無に関する調査を行い、労働基準監督署と山口県に対しその結果を報告する必要があります。令和5年10月1日からは、「建築物石綿含有建材調査者講習」を修了した方がその調査を行うことが義務化されます。未取得の方は計画的に受講をしてください。

山口建設安全教育センターでは、講習機会の少ない現状を鑑み、この度山口労働局長の登録を得て、この講習を開催することになりました。4月以降順次に開催しますので、受講されますようご案内します。

また、協力会又は所属団体等で一定の受講希望者がありましたら、別途臨時に開催いたしますので、ご用命ください。

他にも建設業を行う上で必要とされる基本的知識に係る各種講習の開催を予定していますので、受講を希望される方はお問い合わせください。



### 事前調査結果報告の対象となる工事・規模

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上
	改修(※1)	請負金額が税込み 100 万円以上 (材料費を含めた工事金額)
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	

※1 建築物の解体工事以外であって、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装外壁補修等で既存の躯体の一部除去・切断・破碎・研磨・穴あけ等を伴うもの

※2 定期改修や、法令に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含む

※3 以下の工作物が報告対象となります。事前調査自体は以下に限らずすべて必要です

- 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・冷暖房・排煙設備等を除く

### 【講習内容】

- 石綿の有害性や関係する法令に関する知識
- 石綿含有建材の種類とその使われ方
- 現地での調査方法・分析方法
- そのほか調査報告書の作成方法や労働基準監督署等への報告に関すること等についての内容となります